



報道関係者 各位

令和4年4月4日（月）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月2日（土）、埼玉労働局職業安定部（さいたま市中央区新都心11-2。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、3月31日（木）まで、浦和公共職業安定所（さいたま市浦和区常盤5-8-40。以下「浦和所」という。）で勤務しておりましたが、窓口業務に従事しておらず、3月25日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として自宅待機をしていたところ、4月2日（土）に発熱し、同日PCR検査を受け感染が確認されたものです。

浦和所では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁し、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。